

## 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター研究室及び実証室入居募集要綱

### (趣旨・目的)

- 第1条 この要綱は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター（以下「センター」という。）における研究室及び実証室（以下「研究室等」という。）の入居募集に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 センターにおいて行う産学官連携等による健康バイオに特化した研究及び実証開発（以下「研究開発等」という。）は、本県において、その成果が魅力ある商品生産や付加価値の高い新たな産業創出に繋がるものでなければならない。

### (センターの位置等)

- 第2条 センターの位置はうるま市字州崎 12 番 75 とする。
- 2 研究室等の区分及び面積等は別表 1 のとおりとする。

### (利用許可者資格要件)

- 第3条 研究室等の入居に応募しようとする者（以下「入居応募者」という。）は、次の（1）から（5）に定める要件をすべて満たしていなければならない。
- (1) 次のいずれかに該当する個人、法人又は法人格のない団体を構成する者であること。
- イ 一定以上の技術力を有し、研究成果の企業化を積極的に指向するものであること。
  - ロ 県、大学、国公立試験研究機関と共同研究を行うものであること。
  - ハ 研究室等の利用者が行う研究開発を支援するものであること。
- (2) 研究室等で行う研究開発等は、バイオテクノロジーを活用した食品や健康食品、化粧品、医薬品等の分野に関連するものであること。
- (3) 事業資金の調達能力を有している者であること。
- (4) 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の公害に対し、十分な公害防止対策が可能な者であること。
- (5) 研究開発等の内容等が各種法令等に抵触せず、研究室等の構造上、設備上問題なく利用する者であること。

### (募集方法等)

- 第4条 入居の募集は、原則として公募によるものとする。ただし、センター長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 2 公募を行う研究室等については、別途定める。
- 3 センター長は、研究室等について随時公募を行うこととする。
- 4 センター長は、公募の広報をセンターホームページ等にて行うものとする。

### (入居応募の方法)

- 第5条 研究室等の入居応募は、入居応募者本人又はその代理人が、沖縄健康バイオテクノロジー

研究開発センター入居応募申込書（利用規程第 1 号様式）に関係資料を添えて、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター事務室に持参して行うものとする。ただし、遠隔地の入居応募者については、この限りでない。

2 前項の申込み受付時間は、開館日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。

#### **（入居許可者の選考）**

第 6 条 センター長は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター入居者選考委員会において、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター研究室及び実証室入居者選考要領に基づき、入居応募申込者の資格審査等を行い、入居許可者を内定するものとする。ただし、センター長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 センター長は、前項の内定を行ったときは、速やかに、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター入居者選考委員会決定通知書（利用規定第 2 号様式）により通知するものとする。

#### **（センター長の利用許可）**

第 7 条 センター長から入居内定の通知を受けた者（以下「入居内定者」という。）は、1ヶ月以内に別に定める利用許可申請書（利用規定第 3 号様式）を提出しなければならない。

#### **（内定の取消）**

第 8 条 センター長は、入居内定者が、入居内定の通知を受けた後、1ヶ月以内に利用許可申請書を提出しないとき、又は入居申込書の研究開発計画に著しい変更が生じる等利用許可を与えることが不相当であると認められるときは、第 6 条第 1 項の規定による内定を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定による内定の取消しは、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター入居内定取消通知書（利用規定第 5 号様式）により行うものとする。

#### **（補足）**

第 9 条 この要綱に定めがない事項については、センター長が別に定める。

#### **附 則**

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 22 年 6 月 15 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 23 年 6 月 21 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 25 年 6 月 2 日から施行する。
- 5 この要綱は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。
- 6 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(別表1)

## 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター研究室等の区分および面積

場 所		主要室の名称	面 積
研 究 棟	1 階	研究室 101～106	85.26 m <sup>2</sup> (計 6 室)
		研究室 107	167.74 m <sup>2</sup>
		分析機器室 101	47 m <sup>2</sup>
		分析機器室 102	36 m <sup>2</sup>
		研究室 110 (クリーンルーム)	20.32 m <sup>2</sup>
		研究室 109 (低温実験室)	21.75 m <sup>2</sup>
		研究室 108 (バイオインフォマティクス室)	39.46 m <sup>2</sup>
	2 階	研究室 201～207	各 85.26 m <sup>2</sup> (計 7 室)
		研究室 208	105.42 m <sup>2</sup>
		分析機器室 201	47 m <sup>2</sup>
		分析機器室 202	36 m <sup>2</sup>
		研究室 211 (クリーンルーム)	20.32 m <sup>2</sup>
		研究室 210 (低温実験室)	21.75 m <sup>2</sup>
		研究室 209 (バイオインフォマティクス室)	39.33 m <sup>2</sup>
実 証 棟	1 階	実証室 E-01	合計 555.71 m <sup>2</sup>
		実証室 E-02	
		実証室 E-03	
		実証室 E-04	
		実証室 E-05	
		実証室 E-06	
		実証室 E-07	
		実証室 W-01	合計 536.54 m <sup>2</sup>
		実証室 W-02	
		実証室 W-03	
		実証室 W-04	
		実証室 W-05	
		実証室 W-06	
		実証室 W-07	
	2 階	研究室 111, 112	各 76.45 m <sup>2</sup>
		実証室 202 (固体培養)	129.38 m <sup>2</sup>
		研究室 212	81 m <sup>2</sup>
	実証室 201 (液体培養)	128.78 m <sup>2</sup>	